

STOP！熱中症 クールワーク キャンペーン

—滋賀労働局「職場における熱中症予防対策要領」—

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼります。滋賀県内でも昨年度、死亡者が1人発生しました。

このため、滋賀労働局では、厚生労働本省が主導する、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、熱中症予防への取組を進めましょう！

●実施期間

平成29年5月1日から9月30日まで 準備期間4月、重点取組期間7月

H29.4月 準備期間	5月	6月	7月 重点取組期間	8月	9月
----------------	----	----	--------------	----	----

事業場で実施すべき事項

事業者は労働安全衛生法第22条第3項や関連省令による対策の他、法令で直接の義務が定められていない事項であっても、労働契約法第5条による安全配慮義務を踏まえた対策を講じる必要があります。

また、発注者や労働者においても、熱中症を発生させないように努める必要があります。

事業場では、期間ごとに次の事項に重点的に取り組んでください。確実に実施したか確認しましょう☑

●準備期間(4月1日～4月30日)

備品、設備等の調達・準備

WBGT値(暑さ指数)測定器(JISに適合し、容易に持ち運びができるもの)、設備、休憩場所や服装など、必要な備品や設備等を調達し、準備しておきましょう。



作業計画の検討

暑さ指数が基準値を超過する場合は、作業の中止や休憩時間の確保等に配慮した作業計画を立てましょう。



教育研修等の実施(規則第35条、第40条関係)

各級管理者、労働者に対して労働衛生教育を実施しましょう。



熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立

熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。

衛生委員会等における調査審議(法第18条、第19条関係、規則第22条、第23条、第23条の2関係)

衛生委員会等で審議し、必要な対策を講じるようにしましょう(50人未満の事業場では、関係労働者の意見を聞いた上で必要な対策をとりましょう)。

教育研修の実施

熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。



熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立

熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。



厚生労働省

滋賀労働局 各労働基準監督署(大津 彦根 東近江)

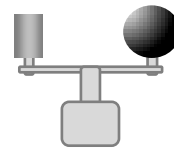
～ 働きやすい滋賀をめざして(労働災害ゼロ 業務上疾病ゼロへ) ～



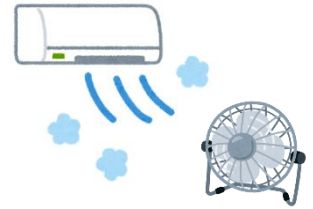
●キャンペーン期間(5月1日～9月30日)

☐ 暑さ指数(WBGT値)の把握・評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例



準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

☐ 暑さ指数の低減等(規則第606条関係)

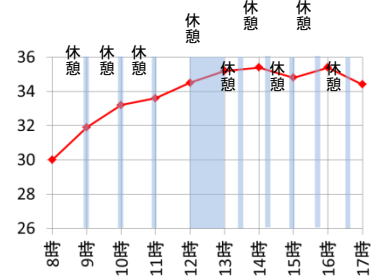
通風の確保、冷房設備の設置や、直射日光を遮る屋根などを設置しましょう。

☐ 休憩場所の整備、飲料水等の備付け等(規則第613条、第617条、第618条、第627条関係)

☐ 作業時間の短縮等

暑さ指数が基準値を超える場合は、作業の中止、単独作業を控える休憩時間は長めにとる、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。

また、暑さに慣れるまで間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしていきましょう。



☐ 水分・塩分の摂取(規則第617条、第627条)

のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。



☐ 透湿性・通気性のよい服装の着用

☐ 健康診断結果に基づく措置(法第66条の5関係)

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。



☐ 日常の健康管理等

睡眠不足や前日の飲みすぎはないか、また当日は朝食をきちんと取ったか、作業開始前に管理者は確認しましょう。

☐ 労働者の健康状態の確認

作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。



☐ 労働衛生教育の実施(規則第35条、第40条)

雇入れ時、新規入場時に加え、日々の朝礼の際など機会を捉えて繰り返し実施しましょう。

☐ 異常時の措置

あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、少しでも異常を感じたらすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう。



■ 熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、上記のチェック事項が実施されているか確認しましょう。

●重点取組期間(7月1日～31日)

☐ 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。



☐ 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。

☐ 水分、塩分を積極的にとりましょう。



☐ 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意しましょう。

当日の朝食はきちんととりましょう。

☐ 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。

☐ 異常を認めたときは、ためらうことなく救急車をよびましょう。

